

## 「小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」 の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「基準省令」という。）の一部改正に伴い、本市が当該基準をリンク方式で採用している「小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）において、今回の基準省令の一部改正内容を反映させるため、当該条例の一部改正を行う。

### 1 基準省令の改正内容

（厚生労働省令第 65 号。平成 30 年 4 月 27 日公布、同日施行）

#### (1) 代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和

家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）の確保が著しく困難であつて、一定の要件を満たすと認める場合には、小規模保育事業 A 型事業者、小規模保育事業 B 型事業者、事業所内保育事業のいずれかを行う者を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとするもの〔基準省令第 6 条第 2 項及び第 3 項の新設〕

#### (2) 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長

家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、調理設備及び調理員の確保に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を「5 年」から「10 年」（平成 36 年度末まで）に延長できることとするもの〔基準省令附則第 2 条第 2 項の新設〕

#### (3) 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大

家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、家庭的保育事業における給食に係る調理業務を適切に遂行できるなど、市が適当と認めるものからの食事の外部搬入を可能とするもの〔基準省令第 16 条第 2 項第 4 号の新設〕

### 2 上記の基準省令改正に伴う本市の一部改正条例の施行期日 公布の日



改正後	改正前
<p><u>2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場合又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p><u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者</u></p> <p><b>（食事の提供の特例）</b> 第16条 （略）</p>	<p>&lt;新設&gt;</p> <p><b>（食事の提供の特例）</b> 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発達及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 学校教育法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の</p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u></p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 （略） （食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）</p>	<p>地域であつて、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 （略） （食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者 _____ が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）</p>

改正後	改正前
<p>る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)<u>及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理室に係る部分に限る。)</u>及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)<u>並びに第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)</u>の規定は、<b>適用しないことができる。</b></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)</u>の許可を得た施設等については、<u>この省令の施行の日から起算して<b>10年を経過する日までの間</b>は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)<u>及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)</u>の規定は、<b>適用しないことができる。</b></u></p> <p><u>この場合において、当該施設等は、第1条第2項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)</u>により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)<u>及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理室に係る部分に限る。)</u>及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)<u>並びに第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)</u>の規定は、適用しないことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>

平成30年4月27日公布、同日施行

